

# 西東京市子どもの権利擁護委員活動報告

令和4年度 第2回 西東京市総合教育会議

令和4(2022)年11月2日

代表 子どもの権利擁護委員 木村真実  
子どもの権利擁護委員 谷川由起子

# 西東京市子どもの権利擁護委員は「CPT (Children Protect Team)」

西東京市子ども条例	平成30(2018)年10月施行	世田谷区、調布市、目黒区、豊島区、日野市、小金井市に続いて都内7番目
西東京市子どもの権利擁護委員	令和元(2019)年4月～委嘱(3年任期)	3名※一般的には「子どもオンブズ」と呼ばれることが多い。
西東京市子ども相談室	令和元(2019)年8月開設	住吉会館2階
愛称を決定 ・子どもの権利擁護委員 = CPT (Children Protect Team) ・子ども相談室 = ほっとルーム	令和元(2019)年9月	①中学校生徒会の協力のもと、アイデアを募集(各23案が提出された) ②子どもワークショップで候補を選定(投票で各3案に) ③小学校全学級による投票



・子どもの「意見表明権」と「参加する権利」の具現化  
・広報啓発活動

# 西東京市子ども条例の特徴

□前文と27条で構成

□前文には4つの主語

・わたしたちは ・子どもは ・おとなは ・地域は ・市は

◎わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていきます。

◎わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしています。

◎わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、日本国憲法・児童福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

□権利の定義＝権利の“カタログ”のように、「権利とは」について説明されている部分はない。

# CPTとほっとルーム

- 西東京市子どもの権利擁護委員は、西東京市子ども条例に基づく相談・救済機関
- 相談・調査専門員3名が、子どもの権利擁護委員の職務を補佐する。
- 相談又は申立てにより、相談、助言、支援、調査、救済のための調整・要請、意見を述べて公表、理解を広め連携を推進
- 市は、
  - ・子どもの権利擁護委員からの要請や意見表明を尊重し、必要な措置をとる。
  - ・子どもの権利擁護委員の独立性を尊重しなければならない。



## □子ども相談室「ほっとルーム」

- ・子どもの権利擁護委員3名(法律/心理/教育及び福祉)、相談・調査専門員3名、事務局4名が勤務
- ・子どもの権利擁護委員は年間50回(令和3年度)勤務  
相談・調査専門員は週5日勤務
- ・電話(フリーダイヤル)、面談、訪問、メールフォームによる受付、手紙、ファックス等を組み合わせて相談活動をおこなう。
- ・相談時間・・・月曜～金曜:14時～20時、土曜:10時～16時、日祝年末年始は閉室



# ほっとルームの相談活動の特徴

- 子どもの気持ちと、子ども自身の解決イメージを最重要視する。
- おとなからの相談であっても、子どもから直接話を聞くことを原則とする。
- 子どもだけで相談できる(保護者申込は不要)。
- 調整活動においては、子どもの代弁者となる。
- 調整をおこなう際には、子どもの了承を必ず得る。
- 子どもは「支援の対象」ではなく「権利の主体」である。

# 相談・調整活動・調査活動の状況

問合せ・市外からの相談含む  
申立て含まず

	令和元(2019)年度 (8月から・8ヶ月間)	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度 (9月まで・6ヶ月間) 暫定値
相談件数 (うち新規相談)	33(33)	69(51)	120(77)	85(32)
初回相談者が 子どもである割合	39%	49%	35%	38%
対象者 就学前	18%	16%	12%	17%
小学生	52%	35%	35%	56%
中学生	15%	25%	27%	6%
高校生	6%	16%	9%	13%
対応回数 (うち新規相談)	295(295)	564(489)	1,077(813)	502(126)
対応回数に占める 子どもの割合	14%	40%	47%	57%

- ・令和元年度は、申立て1件(「子ども110番ピーポくんの家」に関すること)あり
- ・令和2、3、4年度の「初回相談が子どもである割合」「対象者」は新規相談についての割合

# ほっとルームの相談活動の傾向

- コロナ禍では、周囲との人間関係にまつわる悩みや困りごとよりも、自分自身や家族に関する相談が多い傾向が見られた。
- 社会や学校生活における制限が緩やかになってきたことで、「交友関係(いじめを含む)」と「家庭・家族(虐待を含む)」に関する相談が増加した。
- 自身の内面に関する相談→対人関係に関する相談
- おとなからの相談で最も多いのは「子育て」に関するもの

# 小中学校での出張授業

□令和2(2020)年度 3件

- ・谷戸第二小学校(いじめ予防)
- ・保谷中学校のびる学級(情緒・知的)(いじめ予防)
- ・明保中学校(権利学習) + 教職員を対象とした研修

□令和3(2021)年度 11件(3校合同も1件とカウント)

- ・向台小学校(権利学習)
- ・芝久保小学校(権利学習)
- ・本町小学校、保谷小学校、保谷中学校(児童会・生徒会合同)(子ども条例)
- ・住吉小学校(権利学習)
- ・田無第三中学校(権利、いじめ、多様性)
- ・栄小学校(権利学習)
- ・東伏見小学校(権利学習)
- ・東小学校(権利学習)
- ・本町小学校(6年生:権利、5年生:いじめ)
- ・保谷小学校(権利学習)
- ・田無小学校(多様性)

# 小中学校での出張授業

□令和4(2022)年度 15件

- ・田無第三中学校(多様性)
- ・碧山小学校(権利・子ども条例・いじめ)
- ・谷戸小学校(権利・子ども条例)
- ・谷戸第二小学校(いじめ)
- ・保谷第二小学校(子ども条例・いじめ)
- ・上向台小学校(権利・いじめ)
- ・けやき小学校(権利・子ども条例・いじめ)
- ・栄小学校(権利・子ども条例) + 教職員を対象とした研修
- ・本町小学校(権利・子ども条例)
- ・東伏見小学校(子ども条例・いじめ)
- ・芝久保小学校(権利・子ども条例)
- ・中原小学校(権利・子ども条例)
- ・中学校教育研究会学校保健部(中学校養護教諭: LGBTQ、多様性)
- ・向台小学校(権利・子ども条例)
- ・住吉小学校道徳地区公開講座(権利・子ども条例)

□今後実施予定

- ・東小学校
- ・栄小学校道徳授業地区公開講座
- ・東小学校道徳授業地区公開講座

事前打合せの  
オンライン化◎

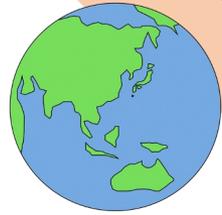
# 条約と条例

国レベルは  
2023/4月から  
「子ども基本法」  
「子ども家庭庁」

西東京市  
子ども条例  
(2018年)



東京都子ども基本条例(2021年)



子どもの権利条約(1989年)

# 子ども条例条文カルタを使った授業

**わ** たしたちは、  
 子どもが失敗や間違いをし  
 てもやり直し、成長できる

**わ** たしたちは、  
 まち全体で子どもの育ちを支え  
 る、子どもにやさしい西東京を  
 ともにつくっていきます。

**こ** どもは、  
 いじめ、虐待、貧困等の困難な状況  
 について、まち全体で取り組まれ、  
 そのいのちが大切に守られます。

**こ** どもは、  
 一人ひとりが人間として、その人格や権利が  
 大切にされます。乳幼児は、特別な保護の  
 対象であるとともに、その発達しつつある  
 能力に応じて自分の権利を行使する資格を  
 もっています。

## 子どもの権利の4つの分類(P4)



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

# グループワーク

## 西東京市子ども条例 前文 を分類しよう

- ① 条文が「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」のどれのことについて書いてあるのか考える。
- ② 「生きる」「育つ」「守られる」「参加」とふせんに書いて、カルタに貼り付ける。ふせんの色をうまく使って分類してください。
- ③ ひとつの条文に複数のふせんを貼ってもOK
- ④ 子どもが「守られる」だけでなく「できる」ことについて書かれている条文には「できる」と書いたふせん(何色でもOK)を貼る。
- ⑤ ④まで終わったら、一番好き・一番重要だと思う条文を各自で決める。グループで意見をまとめなくてOK

分類に「間違い」はないよ！自由に！



# グループワーク

西東京市子ども条例 前文 を分類しよう

生きる

守られる

育つ

参加する

色も自由です。

1枚にたくさん  
貼ってOK!

分類に「間違い」は  
ないよ!自由に!

できる

貼れないものも  
あるかも

# 出張授業をおこなってみて

- 権利やいじめについて、子どもたちは既に学んでいるが、子ども条例とからめて学習しておくことは重要  
西東京市で育ち学ぶ子どもたちにとって、子ども条例と子ども相談室がお守りのような存在になることを願う。
- CPTによる出張授業だけでなく、先生方が条例や権利、いじめを扱う授業を実践することが重要(条例副読本・指導書を活用)
- 事前打合せを必ずおこなう(授業案を複数出して、先生方が選択)。
- グループワークでタブレットを使うかは、先生方の判断に従う。  
タブレットを使った方が意見が出やすい場合と、その反対がある。
- SDGsの学習が基盤となった意見が出る。
- 感染予防のために、長期間に渡ってグループ討議の機会を充分に得られなかった子どもたちへの配慮や支援、機会確保が必要
- 公開授業の活用◎

# 今後の課題

- ・学校生活や対人関係についての相談ニーズへのアプローチ
- ・先生方が副読本や指導書を活用して授業を実施できる環境整備
- ・コロナ禍で制限されたアウトリーチによる普及啓発/相談活動の再開、代替手段や機会確保の検討
- ・あらゆる機会を活用した普及啓発
- ・情報が届きにくい状況にある子どもへの周知
- ・関係機関(特に学校)との連携の推進